

関係地域住民に対する説明会及び周知方法

説明会及び周知方法の詳細

「船橋市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第10条第1項」（資料2 P10）の規定により、計画区域からおおむね200メートル以内の住民（以下、「関係地域住民」という。）に対し、自らの責任において説明会を開催し、事業の説明を行わなければならないとされています。

計画区域から200メートルの範囲には3自治会（栄町自治会、栄町一丁目自治会、日の出二丁目自治会）あり、同要綱に基づき適切に周知及び説明会が実施されました。

また、市に説明会等計画書及び説明会等実施状況報告書が提出され、廃棄物指導課にてその内容を確認しております。

なお、説明会及び資料配布等では、特段反対のご意見はありませんでした。